

## 広島県公営企業管理規程第五号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

### 広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「公営企業部」を「企業局」に改める。

第四条を次のように改める。

（内部分課）

第四条 企業局の本庁に次に掲げる課を置く。

企業総務課

土地整備課

水道課

第五条（見出しを含む。）中「各室」を「各課」に改め、同条企業総務室の項中「企業総務室」を「企業総務課」に改め、同項第十八号及び第二十三号中「関すること。（土地管理室、開発整備室、水道管理室及び水道整備室の所掌に属するものを除く。）」を「関すること（土地整備課及び水道課の所掌に属するものを除く。）」。に改め、同項第二十七号中「他室」を「他課」に改め、同条土地管理室の項を次のように改める。

土地整備課

- 一 公営企業の土地物件の取得及び損失補償の総括に関すること。
- 二 広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）に係る公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関すること。
- 三 土地造成事業の企画及び調査に関すること。
- 四 工業用地の造成に関すること。
- 五 住宅用地の造成に関すること。
- 六 流通業務施設用地の造成に関すること。
- 七 公共施設用地の造成に関すること。
- 八 工業用地、住宅用地、流通業務施設用地及び公共施設用地の分譲に関すること。
- 九 駐車場事業に関すること。
- 十 工事の技術管理及び進行管理に関すること（土地造成事業に係るものに限る。）。
- 十一 工事の検査に関すること。

第五条開発整備室の項を削り、同条水道管理室の項を次のように改める。

水道課

- 一 広島県工事用水道事業（以下「工業用水道事業」という。）及び広島県水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）の用に供する資産の取得、管理及び処分

並びに記録管理に関すること。

- 二 工業用水道事業及び水道用水供給事業の企画及び調査に関すること。
- 三 工業用水道及び水道用水供給施設の建設に関すること。
- 四 工業用水道事業及び水道用水供給事業の運営管理に関すること。
- 五 委託を受けた広島市、呉市、三原市及び江田島市の水道管理事務に関すること。
- 六 工事の技術管理及び進行管理に関すること（土地整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 工事の検査に関すること。
- 八 工業用水道事業及び水道用水供給事業を実施する地方機関に関すること。  
附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 当分の間、次表上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる職を置く。

企業総務課	共通業務室長
土地整備課	開発整備室長
水道課	水道整備室長

- 3 前項に規定する室長は、上司の命を受け、命じられた事務を整理する。  
別表第一号の表を次のとおり改める。

職名	職の置かれる組織	職務	備考
事務部長	企業局	管理者の命を受け、企業局の事務的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	必要に応じ置く。
技術部長	企業局	管理者の命を受け、企業局の技術的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	必要に応じ置く。
局付	企業局	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
調整監	課	上司の命を受け、局内の総合調整に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。

事業調整 監	課	上司の命を受け、所定の事業の調整に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
工事検査 監	課	上司の命を受け、工事の検査に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
専任主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
主任専門 員	課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
専門員	課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
企画員	課	上司の命を受け、主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整に従事する。	必要に応じ置く。
主任	課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(広島県公営企業公印規程の一部改正)
- 2 広島県公営企業公印規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「公営企業部企業総務室長」を「企業局企業総務課長」に改める。  
 第四条中「広島県公印規程(昭和三十八年広島県訓令第二十二号)」の下に「(文書管理システムによる公印の押印の承認に係る部分を除く。)」を加える。

別表の1中 「公営企業部企業 」「企業局企業総務 」「公営企業総務室 」「課 」「改め、同表の3中「公営企業部室長印」を「企業局課長印」及び「広島県公営企業部室長」を「広島県企業局課長」及び

改め、同表の5中 「公営企業総務課」を「企業局企業総務課」に改める。

(広島県公営企業財務規程の一部改正)

3 広島県公営企業財務規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企業主管室」を「企業主管課」に、「規定する室」を「規定する課」に改め、同条第二号中「企業主管室長」を「企業主管課長」に、「企業主管室の長」を「企業主管課の長」に改め、同条第三号中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。第四条第一項中「企業主管室」を「企業主管課」に改め、同条第二項中「企業総務室の長」を「企業総務課の長」に、「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第九条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改め、同条第二項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室」を「企業主管課」に改め、同条第三項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第十条中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第十一条中「企業総務室」を「企業総務課」に改める。

第十一条の二中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第十四条第二項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第十五条第二項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に、「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第十六条第二項及び第三項中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

第十八条第二項中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第二十三条中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十四条第一項及び第六十七条から第七十条までの規定中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第八十一条、第九十条第四項及び第九十一条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第九十五条第二項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第三項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第四項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第五項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第九十八条第一項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第二項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第九十九条第二項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「

水道課長」に改め、同条第三項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第百条第一項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第二項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第三項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第百一条第一項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第百七条第一項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改め、同条第八項中「土地管理室長」を「土地整備課長」に、「水道管理室長」を「水道課長」に改める。

第百十条第一項中「土地管理室」を「土地整備課」に、「水道管理室」を「水道課」に改める。

第百十条の六及び第百十条の七中「土地管理室長」を「土地整備課長」に改める。

第百十一条中「企業主管室長」を「企業主管課長」に、「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第百十二条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第百十二条の三中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

第百十三条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室長」を「企業主管課長」に改め、同条第二項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室長」を「企業主管課長」に改め、同条第三項及び第五項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改め、同条第六項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に、「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第百十三条の二、第百十四条、第百十五条及び第百十六条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第百十九条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改め、同条第二項中「企業主管室長」を「企業主管課長」に、「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第百二十条中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。

第百二十二条第一項及び第百二十三条第一項中「企業総務室長」を「企業総務課長」に改める。

第百二十四条中「企業総務室」を「企業総務課」に改める。

第百二十七条第一項及び第百三十一条第二項中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

第百三十三条第一項及び第二項中「企業主管室長」を「企業主管課長」に改める。  
別表第一企業主管室の項を次のように改める。

企業主管課	企業総務課の出納事務を担当する主任主査又は主査	企業総務課調整監	広島銀行県庁支店
-------	-------------------------	----------	----------

別表第一の二企業主管室の項を次のように改める。

企業主管課	企業主管課長	企業局事務部長
-------	--------	---------

別記様式第二号中「経営企画室長氏名」を「企業総務課長氏名」に改める。

別記様式第五号中「

室長	室員
----	----

」を

「

課長	課員
----	----

」に改める。

別記様式第七号中「経営企画室」を「企業総務課」に改める。

別記様式第二十六号(その一)中「企業主管室」を「企業主管課」に改め、同様(その二)中「企業主管室等」を「企業主管課等」に、  
「ヒロシマケンコロウエノキョウブ」を「ヒロシマケンキョウキョク」に、  
「広島県公営企業部」を「広島県企業局」に改める。

別記様式第二十七号中「企業主管室」を「企業主管課」に改める。

別記様式第三十一号中「企業主幹課等」を「企業主管課等」に、  
「ヒロシマケンコウエノキョウブ」を「ヒロシマケンキョウキョク」に、  
「広島県公営企業部」を「広島県企業局」に改める。

別記様式第三十四号中「

企業出納員	出納係長	係員
-------	------	----

」を

「

企業出納員	課員	課員
-------	----	----

」に「広島県公営企業部」を「広島県企業局」に改める。

別記様式第三十五号及び別記様式第二十七号中「広島県公営企業部」を「広島県企業局」に改める。

別記様式第四十三号の三中「広島県公営企業部」を「広島県企業局」に改める。

別記様式第五十七号及び別記様式第五十八号中

「

部長	次長	室長	室員
----	----	----	----

」を

「

局長	部長	課長	課員
----	----	----	----

」に改める。

別記様式第五十八号の二から別記様式第六十号までの規定中「企業主幹課」を「企業主管課」に改める。

別記様式第六十二号中「公営企業部」を「企業局」に改める。

(広島県公営企業事務処理規程の一部改正)

- 4 広島県公営企業事務処理規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二広島県職員き章に関する訓令の項から広島県職員等表彰審査会規程の項までを次のように改める。



		広島県職員 等表彰審査 会規程				広島県職員 等表彰規程				
第二項	第二條	第二條	第一條	第四條	第三條	第二條	第一條	第十四 條第二 項	第十二 條第一 項及び 第三項	第十一 條第一 項
広島県職員	副知事	知事	広島県職員等表彰 審査会	知事 本庁の課又は地方 機関（広島県行政 組織規則（昭和三 十九年広島県規則 第十八号）第二條 第三項の地方機関 （同項第二号に掲 げる機関を除く。 ）をいう。以下こ の条において同 じ。）	所属局長 広島県職員等表彰 審査会	知事の事務部局	広島県職員等	総務局総務管理部 人事課	総務局長	総務局長 人事課長
広島県企業局職員	企業局事務部長	公営企業管理者	広島県企業職員等 表彰審査会	公営企業管理者 本庁の課（広島県 公営企業組織規程 （昭和四十九年広 島県公営企業管理 規程第六号。以下 「組織規程」とい う。）第四條に掲 げる内部分課をい う。以下この条に おいて同じ。）又 は地方機関（組織 規程第三章に規定 する地方機関をい う。以下この条に おいて同じ。）	所属課長 広島県企業局職員 等表彰審査会	企業局 公営企業管理者	広島県企業局職員 等	企業局企業総務課	企業局長	企業局長 企業総務課長



	第二条 第二項	副知事	公営企業管理者
	第六条	総務局総務管理部 人事課	企業局企業総務課
			企業局事務部長

別表第二広島県庁用自動車管理規則の項中

第五条	総務部総務管理局 総務室（以下「総務室」という。）	公営企業部企業総務室（以下「企業総務室」という。）
第八条 第二項	総務室の長（以下「総務室長」という。）	企業総務室の長（以下「企業総務室長」という。）

を

第五条	総務局総務管理部 総務課（以下「総務課」という。）	企業局企業総務課（以下「企業総務課」という。）
第八条 第二項	総務課の長 総務課長	企業総務課の長 企業総務課

に改め、土木工事監督規程の項中

「土木部、都市部又は空港港湾部」を「土木局又は都市局」に改め、土木工事検査規程の項中「土木部、都市部又は空港港湾部」を「土木局又は都市局」に、「土木部長（以下「

部長

部長」を「土木局長（以下「局長」に、

を

--	--

局長

--

に、「第三条第三項本文」を「第三条第三項本文又は第四項」

に、「第三条第二項、第三項」を「第三条第二項から第四項まで」に改める。  
(広島県公営企業決裁規程の一部改正)

5 広島県公営企業決裁規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次長」を「事務部長」に改め、同条第五号中「室長」を「課長」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 室長 組織規程附則第二項の表下欄に掲げる室長をいう。

七 グループリーダー 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる専任主査、主任主査及び主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。

第五条(見出しを含む。)中「次長」を「事務部長」に改める。

第八条の見出しを「(事務部長、課長等の専決事項)」に改め、同条第一項中「次長」を「事務部長」に、「室長」を「課長」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「室長」を「課長」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 グループリーダーは、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が管理者の承認を得て指定するもの及び別表第二に掲げる事項について専決することができる。

第八条第二項中「工事検査監及び調整監」を「調整監、事業調整監及び工事検査監」に、「室長」を「課長」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 室長は、課長の専決事項のうち、課長が管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。

第九条の表を次のように改める。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
管理者	事務部長	主務課長
事務部長	主務課長	企業総務課長
課長	課長があらかじめ指名する 課員	

第十一条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第八条関係)

事務部長専決事項	課長専決事項
一 法令に基づく聴聞、弁明の機会の付与及び意見の聴取 二 予定価格二千万円未満の	一 法令に基づく各種届出及び報告の受理 二 政令に基づく制限、禁止及び措置命令

- 
- 財産の取得及び予定価格一千万円未満の財産の処分
  - 三 土地の取得費が二億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
  - 四 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額七百万円未満の物件の賃貸借及び使用許可（五千平方メートル未満のものに限る。）並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千五百万円未満の物件の賃貸借及び使用許可の更新
  - 五 寄附受納の諾否の決定
  - 六 一件一億五千万円未満の損失補償
  - 七 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し
  - 八 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し
  - 九 臨時の職員及び嘱託員の任免
  - 十 第二号、第四号及び第六号に掲げる事項のほか、一件三千万円未満の支出予算の執行
  - 十一 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

- 
- 三 法令に基づく検査、調査、指示、勧告及び報告の聴取
  - 四 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付
  - 五 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等
  - 六 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等
  - 七 講習会、講演会、打合せ会等の開催
  - 八 事実の証明及び謄本、抄本等の交付
  - 九 告示、公告その他の公示
  - 十 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等
  - 十一 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
  - 十二 一件一億五千万円未満の営繕工事の起工
  - 十三 一件一億五千万円未満の工事の執行（営繕工事を除く工事については、起工の承認を受けたものに限る。）
  - 十四 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出
  - 十五 予定価格一千万円未満の財産の取得及び予定価格五百万円未満の財産の処分
  - 十六 土地の取得費が一億五

- 
- 千万円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
- 十七 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額五十万円未満の物件の賃貸借及び使用許可並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円未満の物件の賃貸借及び使用許可の更新
- 十八 一件百万円未満の寄附受納の諾否の決定
- 十九 一件一億円未満の損失補償
- 二十 予算の令達
- 二十一 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託
- 二十二 県税外収入金の徴収
- 二十三 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令
- 二十四 職員の事務分担の決定
- 二十五 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認
- 二十六 職員の旅行の命令及び報告の受理
- 二十七 職員の休憩時間の短縮
- 二十八 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
- 二十九 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認
- 三十 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限
- 三十一 職員の部分休業の承認及び取消し
- 三十二 職員の扶養親族の認定
- 三十三 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定
-

	<p>三十四 職員の身分、給与及び通勤の証明</p> <p>三十五 預り金、有価証券及びたな卸資産の出納通知</p> <p>三十六 第十二号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号に掲げる事項のほか、一件一千五百万円未満の予算の執行</p> <p>三十七 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>

別表第二第一号中「開示の可否の決定」を「開示決定等」に改め、同表第二号中「開示可否の決定」を「開示決定等」に、「訂正可否の決定」を「訂正決定等」に、「利用停止の可否の決定」を「利用停止決定等」に改め、同表を別表第三とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第二（第八条関係）

グループリーダー専決事項	<p>一 軽易な届出及び報告の受理</p> <p>二 軽易又は定例的な講習会、講演会、打合せ会等の開催</p> <p>三 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、抄本等の交付</p> <p>四 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、資料の収集等</p> <p>五 軽易な申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等</p> <p>六 旅費に係る収入の通知及び支出命令（情報システムを用いて職員の旅行に関する事務を一体的に処理するものを除く。）</p> <p>七 収支の原因となる行為について決裁を経たものの一件千五百万円未満の収入の通知及び支出命令</p> <p>八 職員に対する職員き章の交付</p> <p>九 物品の出納通知</p> <p>十 一件五十万円未満の物品の要求</p> <p>十一 各種台帳等の調製及び縦覧並びに閲覧の許可等</p> <p>十二 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処理</p>
--------------	--

（広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正）

6 広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程（平成元年広島県公営企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（職務代理者）

第二条 法第十三条第一項に規定する場合において管理者の職務を行う職員及びその順序は、次のとおりとする。

- 一 企業局事務部長（以下「事務部長」という。）
  - 二 企業局技術部長（以下「技術部長」という。）
- 第三条中「次長」を「事務部長及び技術部長」に、「公営企業部企業総務室長」を「企業局企業総務課長」に改める。

（広島県公営企業部公用文に関する規程の一部改正）

7 広島県公営企業部公用文に関する規程（平成十年広島県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**広島県企業局公用文に関する規程**

本則中「公営企業部」を「企業局」に改める。

（広島県公営企業部文書等管理規程の一部改正）

8 広島県公営企業部文書等管理規程（平成十三年広島県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**広島県企業局文書等管理規程**

第二条第二号中「公営企業部」を「企業局」に改める。

第三条中「第二十三条第一項第二号の規定及び別表第二」を「第二十三条第一項第二号、第二十八条第四項ただし書、第三十条ただし書及び別表第二の規定」に改め、同条の表具文書等管理規則の項中

第二条第一項	知事部局	公営企業部
--------	------	-------

を

第二条第一項	知事部局	企業局
--------	------	-----

に、

第二条第四号	広島県行政組織規則第六条及び第十条の室並びに第七条の室	広島県公営企業組織規程第四条の室
第四条第一項	総務部総務管理局文書法制室の長（以下「文書法制室長」という。）	公営企業部企業総務室の長（以下「企業総務室長」という。）
第八条第	文書法制室長	企業総務室長

を

二項	文書法制室長又は庶務担当課長（以下「文書法制室長等」という。）	企業総務室長又は庶務担当課長（以下「企業総務室長等」という。）
第八条第三項及び第四項並びに第九条	文書法制室長等	企業総務室長等

に改め、同表県文書等管理規程の

第二条第四号	広島県行政組織規則第五条、第六条及び第十七条の課並びに第七条の室	広島県公営企業組織規程第四条の課
第四条第一項	総務局総務管理部総務課の長（以下「総務課長」という。）	企業局企業総務課の長（以下「企業総務課長」という。）
第八条第二項	総務課長に	企業総務課長に
第八条第三項及び第四項並びに第九条	総務課長又は庶務担当課長（以下「総務課長等」という。）	企業総務課長又は庶務担当課長（以下「企業総務課長等」という。）
	総務課長等	企業総務課長等

項を次のように改める。

県文書等管理規程	第二条第一号	総務局総務管理部総務課（以下「総務課」という。）	企業局企業総務課（以下「企業総務課」という。）
	第七条、第四十八条（見出しを含む。）	知事	管理者

		第九條の二、第十條第一項、第十一條第二十四條第二項第一号及び第四号、第二十六條第一項第四号、第三十二條第二項並びに第四十九條	総務課長	企業総務課長
第十條第一項、第三十五條、第四十六條	第十條第一項、第三十五條、第四十六條	電子申請システム取扱要領	広島県電子文書交換システム取扱要領	企業局における広島県電子文書交換システム取扱要領
第十條第四項	総務課において総務局総務管理部長	フアクシミリ装置による通信文書取扱要領	企業局におけるフアクシミリ装置による通信文書取扱要領	企業総務課において企業局事務部長
第十五條第二項	主務局長、主務部長等	知事（知事が不在の場合は副知事、知事及び副知事が	管理者	企業局事務部長



第二十三 条第一項 第一号	同一部内のも にあつては主務課長 の意思決定を、他 の部にわたるもの にあつては主務部 長（課長専決の場 合にあつては、主 務課長）、他の局 にわたるものにあ つては主務局長（ 部長専決の場合に あつては、主務部 長、課長専決の場 合にあつては、主 務課長）	共に不在の場合 は （ 総務局長）
第二十四 条第一項	主務局長（部長専 決の場合にあつて は、主務部長、課 長専決の場合にあ つては、主務課長）	企業局事務部長（ 課長専決の場合に あつては主務課長）
第二十四 条第一項 及び第二 項各号列 記以外の 部分	総務課	企業総務課
第二十四 条第一項 第一号	規則案	規程案
第二十六 条第二項	別表第二	広島県企業局文書 等管理規程（平成 十三年広島県公営 企業管理規程第八 号）別表
第二十七 条第一項	規則	規程
第二十七 条第二項	「広島県規則」、 「広島県告示」及	「広島県公営企業 管理規程」、 「広

第三十九 条から第 四十三 条 まで	総務課長等	島県企業局告示」 及び「広島県企業 局訓令」
	企業総務課長等	

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

課	文書記号
企業総務課 土地整備課 水道課	総 土 水 企 企 企

（公営企業部建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部改正）

9 公営企業部建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程（平成十三年広島県

公営企業管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程**

第一条中「公営企業部」を「企業局」に改める。

第二条中「公営企業部が」を「企業局が」に、「公営企業部」を「企業局」に、

「建設工事入札契約情報公営企業部本庁閲覧所」を「建設工事入札契約情報企業局本庁  
閲覧所」に改める。

第三条の表中「建設工事入札情報公営企業部本庁閲覧所」を「建設工事入札契約情報  
企業局本庁閲覧所」に改める。